

4 子どもがのびのびと育つまち

1 地域で支える健やかな成長への支援

○目指すまちの姿

地域全体で子どもたちの成長を支える意識が醸成され、子育て家庭が悩みを抱え込むことなく、子どもたちが健やかに育っています。

○施策の現状と課題

- ① 多世代・多機能型交流拠点では、子どもの預かり、自宅での困りごとサポートや乳幼児とその家族向けのスペースの提供といった子育てを支援する取組が行われています。
- また、ファミリー・サポート・センターでは住民同士による子育て支援活動を行っています。ファミリー・サポート・センターサポート会員の負担や不安を軽減し、よりサポート会員を増やすための制度の周知や取組が必要です。
- 地域での支え合いの意識を醸成するため、子育て家庭に対する各種講座の実施や地域の子育て関連団体のネットワーク化を図るための連絡会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設けています。子育て家庭だけでなく、世代間・異年齢による交流や地域団体の活動を支援する取組が必要です。
- ② 子育て中の親子の交流や子育てに関する不安等の解消のため、参加型等を含めた各種講座を開催しています。孤立した環境での子育てにより引き起こされる親の不安感・負担感等を軽減するため、各種情報提供等の親支援とともに、市全体で子育て家庭同士や地域とゆるくつながりながら家庭の子育てにかかる負担を軽減し、より子育てがしやすい環境を整備していくことが必要です。また、世代を超えた全ての人がゆるくつながり、地域において顔の見える関係を大切にしながら、人と人との関係がつけられ、自分らしさや多様性を認め合い、子育て当事者だけでなく、全ての世代の人が子どもの健やかな成長を喜びながら互いに支え合う必要があります。
- ③ 令和5年に粕江市多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」を開設し、誰でも立ち寄れる交流の場、地域の相談窓口、地域づくりの機能を有し、気軽に立ち寄って交流することができるだけでなく、さまざまな相談に対し、専門機関等と連携した支援や町会、民生委員・児童委員、福祉のまちづくり委員会、運営協力者であるサポーターズ等と連携した地域課題の把握・解決を行い、地域の住民が気軽に集える居場所となっているものの利用者が児童に偏っており、今後は子どもから高齢者まで誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、多世代がゆるやかに出会い、関わり合うことのできる場を提供していくことが必要です。
- ④ 子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもの生きる権利や育つ権利といった子どもたちの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のためにも、その理念を市全体で共有する仕組みが必要であり、更にその理念を市全体で共有できるよう、子どもを含めた市全体への普及啓発や条例等の適切な運用や実践を図ることが必要です。

○施策の方向性

方向性1	安心して過ごせる地域社会づくり
	<p>・子どもの健やかな成長と子育て家庭が安心して過ごせる地域社会に向けて、市や関係機関を含めた地域社会が子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えるための連携強化や協働による取組を推進します。</p> <p>・ファミリー・サポート・センター事業等の住民同士による子育て支援活動や支え合いの意識を醸成するための各種講座、地域団体同士のつながりの強化を図ることなどにより、地域における多様な主体による子育て支援の取組を推進します。</p>
	【説明】①に対して、地域全体で子ども・子育て家庭を支え見守る方向性とししました。

方向性2	地域の中でゆるくつながる環境の整備
	<p>・子育て広場等を活用した交流促進や子育てに関する不安等の解消のための参加型等を含めた各種講座の開催により、役割や居場所、関係性に縛られることなく、顔の見える関係を大切にしながら子育てに係る負担を軽減できるよう、市全体で子育て家庭同士や地域とゆるくつながる関係づくりを支援します。</p> <p>・多世代・多機能型交流拠点では、様々な相談に対し、専門機関等と連携した支援や地域課題の把握・解決や子どもの預かり、自宅での困りごとサポートといった子育て支援の取組とともに気軽に集える居場所として多世代がゆるやかに出会い、関わり合うことのできる場を提供していきます。</p>
	【説明】①～③について、地域がゆるくつながり、顔の見える関係を構築していくこととゆるくつながれる場を提供していく方向性とししました。

方向性3	子どもへの理解と子どもたちの権利の保障
	<p>・子どもが一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重され、子どもが権利の主体として、自分らしく健やかに成長し、生きられることが重要であり、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向けて、その理念を市全体で共有するための条例を制定します。また、条例の適切な運用により、子どもへの理解や子どもたちの権利について、市全体へ周知啓発を行うとともに、子どもの意見表明や参加の機会の確保など、子どもの権利を保障する取組を推進します。</p>
	【説明】④について子どもへの理解と権利の保障について市全体で取り組むために普及啓発や条例等の適切な運用を進めることとししました。

4 子どもがのびのびと育つまち

2 妊娠期からの切れ目のない支援

○目指すまちの姿

切れ目のない支援が受けられ、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。

○施策の現状と課題

- ① 妊娠期のゆりかご面談、子育て期の育児相談、こんにちは赤ちゃん事業では、産後うつ早期発見、早期支援や随時、専門職による電話、面談、訪問による個別支援を実施するなど顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる体制を整えています。
初めての出産を迎える方には、ママパパ学級を実施し、必要な知識の啓発、相談窓口の案内等を行っています。また、乳幼児健診を実施し、成長の確認や育児の相談等を実施しています。
また、各施設で実施している子育てひろば事業では、仲間づくりや交流の場、子育て家庭の相談の場として、相談に訪れた方の居場所になっていますが、妊娠・出産・育児に関する悩みや心配事を把握するだけでなく、関係機関で協力連携し、信頼関係を構築した上で適切に寄り添った支援を実施することが必要です。
- ② 発達段階に応じた支援として、乳幼児健診、心理相談、心理経過観察グループ、ことばの相談、発達健診等を実施し必要に応じて児童発達支援センター等専門機関へつなぎ、切れ目のない支援と適切な療育の紹介を実施しています。
また、公立保育園にて、発達等で気になる児童の保護者を対象に、専門医による親子面談を実施し、保護者の負担の解消や保育への対応につなげています。
子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）では、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが必要に応じて情報を共有するなど連携し、発達や成長過程に応じた切れ目のない支援を行っていますが、自分から相談できない又は相談したくても相談機関までつながることができない家庭への相談支援の検討が必要です。
- ③ これまで保育の質と量の確保を図ってきましたが、低年齢児において保育園の待機児が若干発生している状況にあり、引き続き待機児の解消を図るとともに、今後の保育需要を捉えて弾力的な運用を検討する必要があります。
また、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、ニーズの高い一時保育や病児保育室等のほか、国において予定しているこども誰でも通園制度（仮称）等への対応も含めて各種保育サービスの充実を図る必要があります。
- ④ 児童福祉と母子保健の連携により全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うための機関であるこども家庭センターを設置しました。児童虐待や養育困難等に関する相談対応件数は増加傾向にあり、こども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等の母子保健事業や学校、子育て支援機関、医療機関や児童相談所等と連携しながら児童虐待の早期発見、早期対応等を行っています。
また、養育支援が必要と判断した家庭に対し、養育に関する指導、助言や必要な在宅サービスにつなぐ等の支援を行っています。
子育てに困難を抱える世帯はこれまで以上に顕在化しているため、関係機関相互の連携強化をするとともに地域の中で面的に養育支援をする体制を目指し、子どもが自分らしく生きていける環境を整える必要があります。

○施策の方向性

方向性1	切れ目のない支援の充実
<p>・全ての親が安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境を実現するためには、子育てをする中で感じる不安や精神的負担、経済的負担を軽減するとともに、子育て家庭が孤立しない仕組みづくりが重要であり、子育て・福祉・教育といった多機関が一体となり段階に応じた連携を図り、妊娠期から乳幼児期、学齢期などにおいて切れ目のない支援を推進します。</p> <p>【説明】切れ目のない支援として包括的に各段階に応じた支援を行う方向性としてしました。</p>	

方向性2	発達段階に応じた支援の充実
<p>・妊娠・出産・乳幼児期等の各段階において面談、訪問、健診等を通じて顔の見える関係を構築し、妊産婦や保護者の負担の解消や子育てしやすい環境を整えます。</p> <p>・子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）では、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが連携し、発達や成長過程に応じた支援を行う等の子育て世帯、子どもへの一体的な相談・支援や特性・ニーズに応じた支援の充実を図ります。</p> <p>【説明】各段階に応じた支援として妊娠期から顔の見える関係を築くとともに、各機関で連携し、適切な支援の充実を図ることとしてしました。</p>	

方向性3	保育環境の充実
<p>・今後の保育の需要見込みを捉えて、弾力的な運用を検討し、待機児の解消に努めるとともに、保育の質や安全の確保に向けた取組を推進するほか、特別な支援や医療的ケアが必要な児童の保育を含め、安全な集団保育ができる体制を整えます。</p> <p>・保育施設等を利用していない保護者や家庭の状況に対応するため、一時保育、病児保育室等の各種保育サービスの充実を図ります。</p> <p>【説明】前期基本計画の方向性を引き継ぎ、ニーズに応じた対応を行うこととしてしました。</p>	

方向性4	要支援家庭等への支援体制の強化
<p>・児童福祉と母子保健の連携により全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うことも家庭センターでは、要支援家庭の把握や、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、要保護児童や要支援児童等に適切な保護や支援を行うため、母子保健事業との連携や児童相談所等の関係機関と連携し、相談支援体制及び対応力の強化を図ります。</p> <p>・様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、養育に関する指導・助言等を訪問等により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることにより、家庭での適切な養育を支援します。</p> <p>【説明】④に対して、要支援家庭等への支援体制の強化として事業間、関係機関との連携や家庭への訪問・助言等による支援としてしました。</p>	

4 子どもがのびのびと育つまち

3 子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援

○目指すまちの姿

子ども・若者の居場所が確保されるとともに、様々な困難を抱える場合においても気軽に交流、相談できる環境が整い、安心して過ごしています。

○施策の現状と課題

- ① 学童クラブ需要については、児童数の増をはじめ、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会情勢の変化を受け、年々増加傾向にあります。申込者数の増加により、待機児童が発生していることから順次施設拡充等を行い、入所者数を拡充するとともに弾力的な受け入れを行っています。今後は、更なる学童保育のサービス拡充に向けて、民間委託等の手段の検討を進める必要があります。
- ② プレーパークにおいては、コロナ禍においても屋外の施設であったため、利用者数が拡大し、様々な子どもたちの居場所として機能しています。
児童館では、様々なイベント等を実施しており、利用者数は年々増加しています。地域におけるサードプレイスの確保の一助とするため、地域の活動団体とともに子ども・若者の居場所事業を実施しています。
小中学生アンケートにおいて、室内外の居場所の整備を求める意見も多くあり、対人関係をつくる力をつける機会の少ない子どもたちに対し、学校でもなく、家庭でもない居場所を用意することで子ども達にとって安心して過ごせる場所が必要であるとともに市内の子ども・若者の居場所として場所の選択肢を増やしていく必要があります。
- ③ ひとり親家庭等学習支援事業を実施し、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図っています。生活相談窓口（こまYELL）では子どもの学習・生活支援事業を実施しており、学習や生活習慣づくりを支援しています。
様々な困難や悩みを抱える子どもに対して、それぞれの状況に応じた多面的な支援を行うことにより、健やかな成長につなげていく必要があります。
- ④ 子どもは生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重され、その権利が保障されるものであり、子どもの幸せを第一に考え、その最善の利益を図ることが必要です。
小中学校における不登校児童・生徒の出現率は増加傾向で推移しており、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、必要な心理的ケアを継続していくとともに、学校以外の居場所についても検討する必要があります。
不登校傾向や不登校で悩んでいる児童・生徒や保護者向けに相談窓口、医療機関、居場所等を記載したパンフレットを作成し、周知を図っています。また、様々な状況から生きづらさを抱える若者を対象とした若者相談事業を開始し、定期的な相談の場を設けていますが、子ども・若者向けの相談先が数多くあるということを、当事者である子ども達により広く周知することが課題です。
不登校やひきこもりを始めとした子ども・若者の抱える様々な困難への理解を促進し、当事者や家族の後押しとなる取組が必要です。

○施策の方向性

方向性1	放課後の活動場所の充実
・学童クラブは、今後の児童数の見込みや学童クラブ需要の状況等を捉えるとともに、放課後子ども教室事業 KoKoA 等の他制度の利用等とも併せて、小学生の放課後対策に取り組んでいきます。 ・狛江市放課後クラブ民営化計画に基づき、放課後クラブを小学生クラブに段階的に移行し円滑な運営と質の確保、開所時間の延長、多様な事業メニューの提供等によるサービスの拡充とともに、待機児対策としての定員の弾力化を推進します。	
【説明】①に対して学童クラブの充実と放課後クラブの民営化によるサービスの拡充をする方向性とししました。	

方向性2	子ども・若者の居場所づくり
放課後子ども教室や児童館・児童センター、プレーパーク等の子どもたちが安心して集える居場所においては、イベント等の実施により様々な機会を提供するとともに、子ども達が安心して過ごせる場所を確保します。また、地域の活動団体等と連携し、学校でもなく家庭でもないサードプレイスの確保とともに、子ども・若者にとって心地良く過ごしやすい居場所が市内で点在し、それぞれに合った場所が選べるような取組を検討します。また、市民センターのリニューアルに合わせて、中高生等の活動の場所としてティーンズルームを設置します。	
【説明】②に対して既存の資源の活用と今後の居場所の拡充について検討する方向性とししました。	

方向性3	多面的な支援の充実
子どもへの学習支援においては、学習面だけでなく、居場所としての機能や生活面の支援を行うとともに、悩みを抱える子どもに対しての支援を行います。また、子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）や子ども家庭センターと関係機関の連携等により様々な環境や発達段階の子どもを支援するだけでなく、子育て家庭への相談・支援体制の充実を図る等、多面的な支援の充実を図ります。	
【説明】③に対してあらゆる環境の子どもと家庭に対して多くの機関や方向から支援する方向性とししました。	

方向性4	子ども・若者の権利擁護と支援の充実
・全ての子どもや若者が主体となり、健やかに成長し、自分らしくいられるために多様性が尊重され、それぞれの子どもや若者の成長・発達の段階や家庭状況に応じた支援が必要であり、いじめや児童虐待の防止、貧困対策、ヤングケアラー等、悩みや困難を抱える子ども・若者に対し、それらの兆候や発生の状況を早期に発見するとともに必要な支援を組織的に行います。 ・不登校やひきこもり等の困難や生きづらさを抱える子ども・若者に対して居場所の確保だけでなく、相談窓口や医療機関の情報提供等により当事者や家族の支援の後押しをするとともに市民全体への子ども・若者の権利擁護の啓発、意識の醸成を図ります。	
【説明】虐待防止や不登校ひきこもりといった困難を抱える子ども・若者への支援と権利擁護の啓発や意識醸成を行うこととししました。	

4 子どもがのびのびと育つまち

4 個性や創造力を伸ばす学校教育

○目指すまちの姿

知・徳・体の調和がとれた力をはぐくみ、個性や創造力を伸ばす学校教育が充実しています。

○施策の現状と課題

- ① 令和3年度には、狛江第三中学校に自閉症・情緒障がい固定学級を設置し、自閉症・情緒障がい等で特別な支援が必要な子どもの増加に対応するとともに、狛江第三小学校あおば学級の卒業後の進路を確保しました。また、子どもや保護者が気軽に相談できるよう小学校に臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラー・専門教育相談員、発達とことばの相談員を、中学校にスクールカウンセラーを派遣しています。

児童・生徒の居場所の確保や学習機会の保障という視点で、不登校対応や特別支援教育の理解啓発に努め、個に応じた指導や支援の充実を図る必要があります。

- ② 各学校で道徳教育年間指導計画に基づき、学校全体で道徳教育に取り組んでいます。また、年3回以上のいじめ防止に関する授業やSOSの出し方に関する教育等、いじめの理解や生命の尊さを学ぶ授業を展開しています。また、オンラインでWEBQUを実施し、活用方法や児童・生徒への具体的なアプローチ方法についてコンサルティングを実施しています。

不登校児童・生徒を増やさないためにも、魅力ある学校づくりを支援することや、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の在り方の検討が必要です。

- ③ 市内に設置した通学路防犯カメラの適切な維持管理を行うとともに、通学時間帯には学校安全ボランティアによる通学路の見守り等を行っていただいておりますが、ボランティア登録者について、引き続き担い手の確保に努めていく必要があります。

学校校舎については、各学校の老朽箇所に加え、学校運営に支障が出ないよう改修を進めていく必要があります。

- ④ GIGAスクール構想等を踏まえ、ICT機器等の新しい学びを支える環境の整備と機器の活用等、情報機器やデジタル教材等の活用を推進するため、児童・生徒へ1人1台タブレット端末を配備し、タブレット端末を活用した授業の推進やプログラミング教育等を実施し、より効果的に学習ができるよう教育環境の充実を図っています。

児童・生徒によるインターネットの利用に関するトラブルも発生しており、利用に当たっては危険を伴うものであることについても触れながら、社会の一員として責任を持って行動できるように学校と家庭、携帯電話・インターネット接続事業者等が連携し、継続的に情報リテラシーや情報モラルについて指導していく必要があります。

○施策の方向性

方向性1	自らの人生を切り拓いていく力の育成
・全ての児童・生徒が生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力と学びに向かう力・人間性の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けるために安心して楽しく通える魅力ある学校づくりとそれぞれの児童・生徒の課題に応じたきめ細かい支援の充実を図ります。	
・GIGAスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末を活用した教育を推進し、より効果的な学習環境の充実を図るとともに、発達の段階や特性等を考慮し情報モラルに関する指導を充実します。	
【説明】新たな時代を生きる力を育むために3つの柱を中心にICTを活用した教育と情報モラルの指導を行うこととしました。	

方向性2	誰一人取り残さない教育の推進
・特別支援教育では、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。また、子育て・教育支援複合施設(ひだまりセンター)や関係機関との連携を図り、一人ひとりに寄り添った支援を行います。	
・魅力ある学校づくりを推進するためWEBQUを活用した学級経営等の取組とともに、いじめ防止に関する授業や生命の尊さを学ぶ授業といじめの問題への早期対応を図ります。	
・学校全体で道徳教育に取り組む、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養う教育を推進するとともに不登校児童・生徒に対しては居場所の確保だけでなく、学習機会の保障等の個に応じた支援の充実を図ります。	
【説明】特別支援教育、いじめ、道徳教育を通じた不登校対応についての方向性としました。	

方向性3	家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備
・家庭、地域、学校と連携して、児童・生徒の見守りや事件・事故の防止や安全の確保等、支援体制の充実を図ります。	
・学校給食では安心・安全でおいしい給食を提供し、狛江産農産物の活用等、児童・生徒が食に関心を持つきっかけづくりを行います。	
・児童・生徒の安全を最優先に、経年劣化による修繕や安心・快適に生活できるように学校教育分野の施設の維持に向けて長期的な視点に立った計画的な改修を行います。	
【説明】③に対して前期基本計画の方向性を引き継ぎました。	